

届出により病床の設置ができる診療所（特例病床）の取扱いについて

1 病床の設置について

- (1) 原則として、医療法第7条第3項の規定により知事の「許可」が必要である。
- (2) 病床過剰地域において病床を設置しようとする場合、医療法第30条の11の規定により行為の中止や申請病床数の削減等の「勧告の対象になる」

2 特例病床について

- (1) 例外として、医療法施行規則（平成30年4月1日施行）第1条の14第1号および第2号に該当する診療所については、医療審議会の意見を聴いて知事が必要と認める場合には、許可の代わりに「届出」により病床が設置される。
- (2) 病床過剰地域において病床を設置しようとする場合でも、医療法第30条の11の規定による「勧告の対象にならない」

医療法施行規則第1条の14

- ① 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（第1号）
- ② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所（第2号）

3 地域医療構想調整会議の役割について

上記医療審議会の意見を聴くにあたり、地域医療構想調整会議における議論との整合性を確保する必要がある。

具体的には、新たに病床を設置しようとする医療機関に対して、地域医療構想調整会議への出席及び必要な説明を求めることとする。

診療所運営計画の概要

- (1) 申請者 医療法人せせらぎ会 理事長 浮田 徹也
- (2) 名称 医療法人せせらぎ会 浮田クリニック
- (3) 所在地 大津市本堅田六丁目 36 番 1 号
- (4) 管理者 浮田 徹也
- (5) 病床数 一般病床 17 床 (一般病床 2 床増床)
- (6) 建物の面積 1912.14 m²
- (7) 診療科目 産科 婦人科 漢方内科 麻酔科
- (8) 趣旨 近隣産科病院・診療所の閉鎖に伴い、現在、分娩数が増加傾向にある。今後もこの傾向がさらに続くことが予測されるため、入院病床数を増加して対応する必要がある。
- (9) 開設予定年月日 令和 2 年 4 月 1 日
- (10) その他 大津保健医療圏は、現在既存病床数が基準病床数を上回る過剰病床地域となっており、原則として新規病床の設置はできない状況であるが、当該診療所は周産期医療を提供しており、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 2 号に該当するため、届出により増床が可能である。

理由書

周産期医療の病院総合化及び、近隣産科病院・診療所の閉鎖に伴い現在分娩数が増加傾向にある。また、今後もこの傾向がさらに続く事が予測されるため、当院入院病床数を増加して対応する必要がある。現在分娩数は年間 650 件であり、切迫流早産、妊娠悪阻、妊娠高血圧症候群等の患者の入院も必要であるため、少なくとも 17 床の病床数を要すると考えられるため 2 床の増床を希望します。

医療法人せせらぎ会
理事長 浮田徹也

